

平成28年大川市農業委員会第7回総会議事録

1. 開催日時 平成28年7月8日(金)

開 会 午前9時30分～午前10時5分閉会

2. 開催場所 大川市役所 第1委員会室(3階)

3. 出席委員(16人)

会 長 16番 田中 博文

第1副会長 11番 吉川 康則

第2副会長 3番 辻 律子

委 員 1番 梅崎 隆利 2番 野口 至米子 4番 宮原 晶彦

5番 石橋 増隆 6番 河野 洋一 7番 古賀 博美

8番 古賀 林允 9番 龍 靖男 10番 眞崎 直満

12番 植木 幸治 13番 古川 敬次郎 14番 志牟田 文彦

15番 佐藤 操

4. 欠席委員(0人)

5. 付議議題

議案第24号 農地法第3条許可申請について

議案第25号 農地法第5条許可申請について

議案第26号 農用地の買入協議について

議案第27号 大川市農用地利用集積計画について

報告第10号 農地法第18条第6項通知について

報告第11号 使用貸借の合意解約届出書について

6. 事務局

局長 柿添 量之、 次長 宮崎 隆三、 主任主事 高良 崇史

7. 会議の概要

(開会)

事務局 みなさん、おはようございます。定刻となりましたので、ただいまから平成28年第7回大川市農業委員会総会を始めさせていただきます。

総会の定足数につきまして、ご報告いたします。農業委員会の在任委員16名中、16名の出席で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告いたします。

事務局 それでは、議事規則第4条の定めにより、会長より議長を務めていただきます。よろしくお願いいたします。

議 長 これより、「平成28年第7回大川市農業委員会総会」を開会いたします。
それでは、議事に入りますが、議事進行上、発言される際は挙手をし、議長

の許可を受けてから、氏名を告げて発言をお願いします。

最初に、議案第24号農地法第3条の許可申請についてを議題といたします。

1番について、審議をお願いいたします。

職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 それでは、議案第24号農地法第3条の許可申請についてご説明いたします。議案書の1～2ページをご覧ください。1番は、譲受人宅地の隣接地を売買により取得するものです。譲受人は、機械、労働力、技術、通作距離など問題ありません。また、耕作面積も農業委員会が定める別段面積を超えており、農地法第3条第2項各号には該当しておらず、許可要件をすべて満たしており、問題ないと考えます。以上です。

議長 職員の議案の朗読及び説明が終了しました。

それでは、1番についてご意見、ご質疑等ございませんか。

（「なし」という者あり）

議長 ほかに、ご意見等なしと認めます。

ただいまから採決いたします。

1番の許可申請について、許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。

（全員挙手する）

議長 挙手全員であります。

よって、1番は申請どおり許可することに決定いたします。

以上で、議案第24号農地法第3条の許可申請についての審議を終わりました。

次に、議案第25号農地法第5条の許可申請についてを議題といたします。

1番から2番について、審議をお願いいたします。

職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 それでは、議案第25号農地法第5条の許可申請についてご説明いたします。議案書の3～4ページをご覧ください。1番は、農振地域内でおおむね10haの広がりがあり、第1種農地であります。集落接続しており、所有権移転売買して、建売住宅3棟を建設するものです。譲渡人は神奈川県に居る子供の所に転出を考えてあり、自宅を壊し一体利用することです。立地基準及び一般基準ともに満たしており、転用妥当と思われます。2番は、農振地域内でおおむね10haの広がりがあり、第1種農地であります。集落接続しており、所有権移転売買して、農家住宅・農業用倉庫を建設するものです。譲受人が有明沿岸道路建設に伴う立退きにより、代替地を探していたこと。立地基準及び一般基準ともに満たしており、転用妥当と思われます。以上です。

議長 職員の議案の朗読及び説明が終了しました。

それでは、1番について、地元委員さん補足説明ございませんか。

宮原委員 行政書士さんより連絡があり、現地確認しましたところ、事務局の説明どおり、問題ないものと思われます。よろしくご審議のほどお願いします。

次に、その他の委員さん、ご意見、ご質疑等ございませんか。

（「なし」という者あり）

議 長 ほかにご意見等なしと認めます。

ただいまから採決いたします。

1 番の許可申請について、許可意見を付すことに賛成の委員の挙手をお願いします。

（全員挙手する）

議 長 挙手全員であります。

よって、1 番の許可申請について、許可意見を付すことに決しました。

それでは、2 番について、地元委員さん補足説明ございませんか。

古川委員 行政書士さんより連絡があり、現地確認しましたところ、事務局の説明どおり、公共工事に伴う立退きでありますし、問題ないものと思われます。よろしくご審議のほどお願いします。

次に、その他の委員さん、ご意見、ご質疑等ございませんか。

（「なし」という者あり）

議 長 ほかにご意見等なしと認めます。

ただいまから採決いたします。

2 番の許可申請について、許可意見を付すことに賛成の委員の挙手をお願いします。

（全員挙手する）

議 長 挙手全員であります。

よって、2 番の許可申請について、許可意見を付すことに決しました。

以上で、議案第 2 5 号農地法第 5 条の許可申請についての審議を終わりました。

次に、議案第 2 6 号農用地の買入協議についてを議題といたします。

1 番について、審議をお願いいたします。

職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 それでは、議案第 2 6 号農用地の買入協議についてご説明いたします。

議案書の 5 ～ 6 ページをご覧ください。1 番は、申出人は千葉市に住んであり、全農地貸してありました。今回全農地耕作者に売買するもので、買入協議に該当します。買入協議になりますと、譲渡所得について、1, 5 0 0 万円が特別控除され、所得税が軽減されます。ただ、税務署に事前協議する必要があり、その分、手続き期間が長くなります。申出人からの強い要望であり、大川に戻って農業をする事はないだろうとのことでした。以上です。

議 長 職員の議案の朗読及び説明が終わりました。
1 番について、ご意見、ご質疑等ございませんか。
(「意見なし」という者あり)

議 長 他に、ご意見等なしと認めます。
ただいまから、採決いたします。
1 番のあっせん申出について、推進機構による買入が特に必要であると認められることに賛成の委員の挙手をお願いします。
(全員挙手する)

議 長 挙手全員であります。
よって、1 番は申出どおり、推進機構による買入が特に必要であることに決定しました。

以上で、議案第 26 号農用地の買入協議についての審議を終わりました。。
次に、議案第 27 号大川市農用地利用集積計画についてを議題といたします。
農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により当委員会の決定を求められたので、ご審議をお願いします。

職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 それでは、議案第 27 号大川市農用地利用集積計画についてご説明いたします。
議案書の 7～8 ページをご覧ください。大川市長より平成 28 年 6 月 24 日付けで農地利用集積計画の決定を求められています。所有権移転 1 件であります。

以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしております。

議 長 職員の議案の朗読及び説明が終わりました。
本件について、ご意見、ご質疑等ございませんか。
(「なし」という者あり)

ご意見等なしと認めます。

これで、審議を終わります。

ただいまから、採決いたします。

議案第 27 号大川市農用地利用集積計画について、賛成の委員の挙手を願います。
(全員挙手する)

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第 27 号大川市農用地利用計画集積計画については、計画のとおり決定されることに賛成の意見を付することに決しました。

次に、報告第 10 号農地法第 18 条第 6 項の通知についてを議題といたします。

農地法第 18 条第 6 項の通知についてを報告いたします。

職員に報告の朗読および説明をいたさせます。

事務局 報告第10号農地法第18条第6項の通知についてご報告いたします。
議案書の9ページをご覧ください。
1件の届出がっております。中間管理事業の合意解約で、解約理由は借り手の変更でございます。

議長 職員の報告の朗読及び説明が終わりました。みなさん、ご質疑等ございませんか。
(「なし」という者あり)
ほかに、ご質疑等なしと認めます。
以上で、報告第10号を終わります。
次に、報告第11号使用貸借の合意解約届出についてを議題といたします。
農地の使用貸借の合意解約の届出の報告をいたします。
職員に報告の朗読および説明をいたさせます。

事務局 報告第11号使用貸借の合意解約届出についてご報告いたします。
議案書の10ページをご覧ください。
3件の届出がっております。解約理由は借り手の変更2件・売買1件で
ございます。

議長 職員の報告の朗読及び説明が終わりました。
皆さん、ご質疑等ございませんか。
(「なし」という者あり)

議長 ほかに、ご質疑等なしと認めます。以上で、報告第11号を終わります。
以上で、審議を終わりました。
つぎに、署名委員を指名いたします。
4番 宮原 晶彦 委員
5番 石橋 増隆 委員
を指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。
(「異議なし」という者あり)
ご異議なしと認めます。
よって、左様決しました。
以上で、第7回大川市農業委員会総会を閉会いたします。